

道路事業の事業主体、施行区分について

－答申－

平成28年12月26日

社会資本整備審議会

道路事業の事業主体、施行区分に係る意見について

標記の件については、下記の通りとする

【道路事業】

事業名		意見
一般国道1号 <small>よどがわきがんせんえんしんぶ</small> 淀川左岸線延伸部		事業主体、施行区分については、 妥当である。
一般国道2号 <small>おおさかわんがんどうるせいしんぶ</small> 大阪湾岸道路西伸部	<small>ろっこう</small> 六甲アイランド <small>きた</small> 北～ <small>こまえ</small> 駒栄	事業主体、施行区分については、 妥当である。
一般国道17号 <small>しんおおみやあげおどうる</small> 新大宮上尾道路	<small>よの</small> 与野～ <small>あげおみなみ</small> 上尾南	事業主体、施行区分については、 妥当である。